

独立行政法人 情報処理推進機構

平成 2 3 年度計画

独立行政法人 情報処理推進機構

目次

・ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためと るべき措置	1
1 . IT の安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化 ～誰もが安心して IT を利用できる経済 社会を目指した未然防御策等の提供～	1
1 - 1 . 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策	1
1 - 2 . 中小企業等の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発	3
1 - 3 . 情報セキュリティ分野における国際協力の推進	4
1 - 4 . 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化	5
1 - 5 . 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備	6
2 . 情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進 ～信頼性の高いソフ トウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～	8
2 - 1 . 「見える化」をはじめとするエンジニアリング手法による IT システムの信頼性確保	8
2 - 2 . 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供	10
2 - 3 . 海外有力機関との連携の強化	11
2 - 4 . 新たな技術動向等に対応したソフトウェアエンジニアリング手法の検討	12
2 - 5 . 戦略的な検討体制の構築と運営の効率化	12
2 - 6 . 政府・地方自治体等の情報システム調達の公平化、効率化の支援	13
2 - 7 . 公開情報及び共通化された環境の国際標準化、普及の推進	14
3 . IT 人材育成の戦略的推進 ～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する 人材育成手法等の普及～	16
3 - 1 . IT 人材育成への総合的な取組み	16
3 - 2 . 産業競争力を強化するための高度 IT 人材の育成	17
3 - 3 . IT のグローバル化への人材面での対応	18
3 - 4 . 突出した IT 人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備	19
・ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	21
1 . PDCA サイクルに基づく継続的な業務運営の見直し	21
2 . 機動的・効率的な組織及び業務の運営	21
3 . 戦略的な情報発信の推進	22
3 - 1 . IT に係る情報収集・発信等（シンクタンク機能の充実）	22
3 - 2 . 戦略的広報の実施	23
4 . 業務・システムの最適化	23
5 . 業務経費等の効率化	24
6 . 総人件費改革への取組み	24
7 . 調達の適正化	24
8 . 機構のセキュリティ対策の強化	25

. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	26
1 . 自己収入拡大への取組み.....	26
2 . 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	26
3 . 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）.....	26
4 . 債務保証管理業務.....	26
. 予算（人件費見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画.....	27
1 . 予算（別紙参照）.....	27
2 . 収支計画（別紙参照）.....	27
3 . 資金計画（別紙参照）.....	27
. 短期借入金の限度額.....	28
. 重要な財産の譲渡・担保計画.....	28
. 剰余金の使途.....	28
. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	28
1 . 施設及び設備に関する計画.....	28
2 . 人事に関する計画.....	28
3 . 中期目標期間を超える債務負担.....	29
4 . 積立金の処分に関する事項.....	29
別紙.....	30
別紙 1 予算.....	30
別紙 2 収支計画.....	35
別紙 3 資金計画.....	40

独立行政法人 情報処理推進機構 平成 23 年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（以下、「機構」という。）の平成23年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 . ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化 ~ 誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供 ~

1 - 1 . 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策

(1 - 1 - 1) ウイルス等の脅威への対応

(1) 急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、サイバー脅威に対する「攻めの対策」を推進するとともに、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行うため、以下の事業を実施する。

経済産業省の告示に基づき、ウイルス・不正アクセス情報の届出受付を行い、定期的に受付状況を公表する。

従来の脆弱性に関する届出の受付など、受身の情報セキュリティ対策のみならず、自ら能動的にサイバー攻撃や脆弱性の検出を行うための取組みに着手する。

サイバー脅威に対する分析活動の充実を図り、その成果の積極的な発信（テクニカルウォッチ）を行う。

情報セキュリティの脅威に対する意識調査や、情報セキュリティ事象の被害等に関する調査を実施し、調査結果の公表、対策の普及促進等を図る。

暗号世代交代の普及促進の一環として、SSLサーバの設定状況（CRYPTREC¹として推奨されない暗号スイートの設定）やサーバ証明書の有効期限調査を行うとともに、一般に入手可能な暗号応用製品・システムの世代交代促進に係わる仕組みを検討する。

(2) 暴露ウイルス対策等の情報漏えい対策を実施するとともに、企業や社会に与える影響が極めて高い、組織の内部の者による攻撃への対策確立に資するため、内部からの脅威、攻撃を分析する。

(3) ユーザからの相談・問い合わせについて、業務の合理化、効率化を行いつつ対応する。

(1 - 1 - 2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

(1) 情報システムの脆弱性に対して、関係者と連携を図りつつ脆弱性対策を促進するため、以下の普及・啓発活動を行う。

¹ CRYPTREC (CRYPTography Research and Evaluation Committees): 電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査検討するプロジェクト。

経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行い、定期的に受付状況を公表するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、ソフトウェア製品開発者に提供し、脆弱性対策を促進する。

インターネット接続の増加が見込まれるデジタルテレビ等の組込みシステムの脆弱性を早期に検出し、対策を促すため、脆弱性検出業務を立ち上げ、試行運用を開始し、組込み製品の脆弱性対策を促進する。

脆弱性対策を普及・啓発するための資料の定期的な公開及び脆弱性対策、情報セキュリティ対策を自動化する標準仕様SCAP²の普及・啓発活動のためにセミナーを継続して開催する。

(2) 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ³に関して、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供するため、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」等により、制度の課題の抽出及び対応策を検討し、その結果を公開する。

また、脆弱性対策が未実施の届出についても処理を促進する。

(3) 情報システムの利用者及び開発者等による脆弱性対策のより確実な実施を促進するため、機構がこれまでに整備したツール・データベースの機能強化等を行う。

「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)の脆弱性分類情報の検索機能追加及び管理機能強化を継続して実施する。

脆弱性関連情報を利用者やサーバ管理者等に確実に展開するため、「MyJVN」(脆弱性対策支援ツール)のOS等のサポート対象を拡張するとともに、機構の注意喚起の対策に即した脆弱性チェック機能の強化等を継続して実施する。

ソフトウェアの開発フェーズで入り込む脆弱性を検出するソースコード診断ツールの開発を行う。

また、脆弱性除去の根本的対策として、本ツールの有効性を周知させ、本ツールの活用を開発プロセスに取り込んでいく流れを作り、安全なシステムの開発体制の確立を推進する。

脆弱性対策を促進するため、「JVN iPedia」及び「MyJVN」向けの脆弱性関連コンテンツを収集・整備し、公開する。

脆弱性対策を促進するために機能強化、新規開発した以下のツールについて、利用の促進を図るため、普及・啓発活動を継続して実施する。

- ・ウェブサイトの脆弱性検出ツール「iLogScanner」
- ・TCP/IPに係る既知の脆弱性検証ツール
- ・SIPに係る既知の脆弱性検証ツール
- ・脆弱性体験学習ツール「AppGoat」

(4) 今後、脆弱性が問題になることが予想される組込み機器等のセキュアな利用に向けて以下の取組みを実施するとともに、その成果をもとに新しい分野でのセキュリティ対策を促進するための啓発ガイド等を作成する。

² SCAP (Security Content Automation Protocol) : 情報セキュリティ管理の自動化と標準化を規定した仕様・規格。

³ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ : 「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」(平成16年経済産業省告示第235号)の告示に基づいて2004年7月から開始した官民の連携体制の基本枠組み。ソフトウェア製品及びウェブアプリケーション(ウェブサイト)に関する脆弱性関連情報を円滑に流通し、対策の普及を図ることを目的としている。

自動車の情報セキュリティ対策の普及に向け、自動車に関する最新セキュリティ関連活動及び電気自動車に関する情報セキュリティの課題について調査する。

自動車や情報家電等の組み込み機器や生体認証（バイオメトリクス）機器等を含め、情報セキュリティのグローバルな最新動向を把握し、関連するわが国国内産業の情報セキュリティ対応を促進するため、国際会議等に機構職員を派遣して情報収集を行うとともに、得られた情報等を広く発信する。

- (5) 生体認証の普及に向けて、生体認証の利用事例について追跡調査を行い、長期利用における課題等の分析を行う。

(1 - 1 - 3) 社会的に重要なシステムに関する対策支援

- (1) 制御システムにおける情報セキュリティの確保について、信頼性の観点を含め、対象分野を明らかにした上で、標準、評価検証等について検討を行う。
- (2) 制御システムや重要インフラ分野での情報セキュリティのグローバルな最新動向を把握し、関連するわが国国内産業の情報セキュリティ対応を促進するため、国際会議等に機構職員を派遣して情報収集を行うとともに、得られた情報等を広く発信する。
- (3) 重要インフラ情報セキュリティフォーラム等を開催し、サービス提供者側のセキュリティ対策の向上等を図る。
- (4) 社会インフラ化していくクラウドコンピューティングによるサービス提供に関する情報セキュリティ上の課題について調査を行う。

1 - 2 . 中小企業等の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発

- (1) 中小企業等の情報セキュリティ対策を支援するための普及・啓発ツールの開発に着手する。
- (2) 中小企業団体等との連携により、地域の中小企業が情報セキュリティ対策について相談できる人材を育成するための事業を検討するとともに、地域の中小企業の情報セキュリティ啓発のための協力体制構築を推進する。
- (3) 中小企業団体等との連携により、当該団体等が主催する情報セキュリティ対策セミナーに協力する取組みを25か所以上で実施するとともに、広く国民一般にセキュリティ対策を周知するため、一般ユーザが広く情報収集を行っている民間サイト等と連携した普及・啓発活動等を実施する。
- (4) 書籍等の有料化について引き続き取り組む。
- (5) 情報セキュリティについて、広く国民一般に普及・啓発を行うため、以下の事業を実施する。

情報セキュリティ対策に関する動画コンテンツの作成を行う。

セキュリティ標語・ポスターコンクールを実施し、小中高校生の情報セキュリティ意識の向上を図る。

「情報セキュリティ読本」、「情報セキュリティ教本」の改訂、発行の作業を行う。

1 - 3 . 情報セキュリティ分野における国際協力の推進

(1 - 3 - 1) 各国情報セキュリティ機関等との連携推進

- (1) 国際的な連携を基軸とした情報セキュリティ対策を推進するため、米国標準技術研究所 (NIST⁴)、欧州ネットワーク情報セキュリティ庁 (ENISA⁵)、韓国インターネット振興院 (KISA⁶) 等の組織との協力関係の充実を図る。
- (2) 情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動である ISO/IEC⁷ JTC1/SC27⁸が主催する国際会合 (年2回) 等へ機構職員を派遣し、活動成果の国際規格への反映等を行う。
- (3) 暗号技術に関する国際的な協力関係の推進を図るため、以下の事業を実施する。
 - ・日韓暗号アルゴリズムジョイントワークショップの開催
 - ・CHES2011⁹、FDTC2011¹⁰への出展
 - ・PKC2012¹¹、TCC2012¹²の共催
- (4) 情報システム等がグローバルに利用される実態に鑑み、以下の脆弱性対策の国際的な標準化活動等に継続的に参画するとともに、国内での普及・啓発を推進することで、更なる情報システム等の国際的な安全性確保に寄与する。
 - ・NISTが推進しているSCAPの国際標準化 (ITU¹³でのサイバーセキュリティ情報交換フレームワーク (X.cybex¹⁴) 対応を含む。)
 - ・ISO/IEC JTC1/SC27/WG3で検討されている脆弱性情報の開示、脆弱性ハンドリングプロセスの策定への参画
 - ・FIRST¹⁵の共通脆弱性評価システム (CVSS¹⁶) の国際標準化
- (5) アジア版情報セキュリティベンチマークへの機能変更及びアジア諸国への普及・情報交換を行うための事業に着手する。
- (6) アジア地域における評価・認証技術向上や情報共有のため、AISEC¹⁷の第3回会合に出席し、わが国の認証経験を踏まえた支援や提案等を検討する。

⁴ NIST (National Institute of Standards and Technology)

⁵ ENISA (European Network and Information Security Agency)

⁶ KISA (Korea Internet & Security Agency)

⁷ ISO/IEC (International Organization for Standardization/ International Electro-technical Commission)

⁸ JTC1/SC27 (Joint Technical Committee 1/ Subcommittee 27)

⁹ CHES (International Workshop on Cryptographic Hardware and Embedded Systems)

¹⁰ FDTC (Workshop on Fault Diagnosis and Tolerance in Cryptography)

¹¹ PKC (Conference on Practice and Theory in Public Key Cryptography)

¹² TCC (Theory of Cryptography Conference)

¹³ ITU (International Telecommunication Union) : 国際電気通信連合

¹⁴ X.cybex (Cyber security information exchange) : 脆弱性対策情報のフォーマット、番号体系などの技術仕様を規定した規格。

¹⁵ FIRST (Forum of Incident Response and Security Teams) : 様々なセキュリティ及びインシデント対応チームと製品セキュリティに関するチームからなる国際非営利団体。

¹⁶ CVSS (Common Vulnerability Scoring System)

¹⁷ AISEC (Asian IT Security Evaluation and Certification) : アジアにおける CCRA に関するフォーラム。韓国、シンガポール、マレーシア、インド等が参加。

(1 - 3 - 2) ITセキュリティ評価及び認証 (コモンクライテリア : CC) 制度関連における 国際協力の推進

(1) コモンクライテリア承認アレンジメント (CCRA¹⁸) 会議等へ機構職員を派遣し、認証に関する情報交換を行う。

また、CCRA加盟国の認証機関が相互に行う認証プロセスに対する定期的な監査への協力や新たな規格策定に向けての国内からのフィードバックを行う等、国際的な品質確保に貢献する。

1 - 4 . 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化

(1) CRYPTRECの事務局業務を行うとともに、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施する。

また、暗号の世代交代に対応するため、以下の取組みを行う。

暗号実装委員会の活動を主催し、平成21年度に公募した暗号アルゴリズムの実装性評価の評価を行う。

暗号運用委員会の活動を主催する。

暗号方式委員会の活動を行う。

暗号世代交代の普及促進の一環として、SSLサーバの設定状況 (CRYPTRECとして推奨されない暗号スイートの設定) やサーバ証明書の有効期限調査を行うとともに、一般に入手可能な暗号応用製品・システムの世代交代促進に係わる仕組みを検討する。((1 - 1 - 1) (1) 再掲)

CRYPTRECシンポジウム2012を開催し、暗号リスト改訂に関する進捗状況等を周知する (平成24年3月予定)

独立行政法人 産業技術総合研究所 (AIST¹⁹) 独立行政法人 情報通信研究機構 (NICT²⁰) 等の関連機関との連携の強化を図る。

(2) 情報セキュリティに関する脅威・攻撃を分析・評価する機能を強化し、ITを利用する企業や国民に向けた積極的なセキュリティ対策を図るため、以下の取組みを行う。

サイバー脅威に対する分析活動の充実を図り、その成果の積極的な発信を行う (テクニカルウォッチ) ((1 - 1 - 1) (1) 再掲)

企業や社会に与える影響が極めて高い、組織の内部の者による攻撃への対策確立に資するため、内部からの脅威、攻撃を分析する。((1 - 1 - 1) (2) 再掲)

新しい攻撃手法や対策についての解析を行い、利用者に必要な情報を提供する。

情報セキュリティの脅威に対する意識調査や、情報セキュリティ事象の被害等に関する調査を実施し、調査結果の公表、対策の普及促進等を図る。((1 - 1 - 1) (1) 再掲)

¹⁸ CCRA (Common Criteria Recognition Arrangement)

¹⁹ AIST (National Institute of Advanced Industrial Science and Technology)

²⁰ NICT (National Institute of Information and Communications Technology)

- (3) 技術的評価能力の向上に資するため、関連機関との連携を図りつつ、最新技術動向の情報収集等を行うため、以下の事業を実施する。
- ・セキュリティLSI脆弱性評価ツールの最新情報を入手するための関連するワークショップへの参加
 - ・海外評価機関が、JISEC²¹のスキームに加入した場合に伴う、当該機関からの技術移転
 - ・最新チップセキュリティ解析技術の情報収集
- (4) 社会要請に応じたセキュリティに関する調査・分析として、以下の事業を実施する。
- プライバシー管理に関する調査、アイデンティティ管理に関する検討等を行う。
- 「情報セキュリティ白書」を出版し、普及・啓発等を行う（英訳版を含む）。
- (5) わが国の情報セキュリティ力を強化するため、情報セキュリティ人材の育成・確保に向けた検討を行う。

1 - 5 . 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備

(1 - 5 - 1) ITセキュリティ評価及び認証制度(JISEC)

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度を通じ、国内で使用される製品のセキュアな開発環境の整備及びセキュアな製品調達の推進を図る。
- (2) 同制度について、制度関係者（調達者、開発者、評価機関等）からのITセキュリティ評価及び認証制度への要望や改善などを踏まえ、以下の取組みを行う。
- 費用対効果を勘案した上で、必要な制度や運営の改善を行い、ITセキュリティ評価及び認証制度の利用の拡充を図る。
- 認証業務完了から認証書発行までにかかる期間の短縮に努め、機構内での処理期間を40日（就業日ベース）以内とすることを目指す。
- (3) 新規分野、企業からの制度利用の促進のため、以下の取組みを行う。
- 技術者育成のための認証制度紹介、技術的解説セミナー等の講座を開催し、ITセキュリティ評価及び認証制度のより一層の普及を促進する。
- また、CCRAサポート文書等のITセキュリティ評価及び認証制度関連参考文書の翻訳を実施し、成果を公表する。
- 開発者がコモンクライテリアに則ったセキュア開発の自主的なチェックを行えるよう、評価手法の項目ごとの解説書の作成をする。
- 新たな分野のコモンクライテリア利用促進のための調査・開発を行う。

²¹ JISEC (Japan Information Security Evaluation and Certification Scheme) : 「ITセキュリティ評価及び認証制度」。IT関連製品のセキュリティ機能の適切性・確実性を、セキュリティ評価基準の国際標準であるISO/IEC 15408に基づいて評価・認証するわが国の制度。現在機構が本制度の認証機関としてJISECを運営。

(1 - 5 - 2) 政府への協力

- (1) 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改訂等に協力を行っていくとともに、当該基準で活用されているITセキュリティ評価及び認証制度で認証されている製品等に関する情報提供を行う。さらに、地方公共団体への普及・啓発に努める。
- (2) 政府機関において基本的に調達すべき製品等の情報セキュリティ要件書 (Protection Profile) の作成の支援を行う。

(1 - 5 - 3) 暗号モジュール試験及び認証制度 (JCMVP²²)

- (1) FIPS²³140-3及びFIPS140-3DTRの翻訳とこれに基づいたISO/IEC 19790及びISO/IEC 24759の早期改訂を行う。
- (2) 欧州JIL²⁴、JHAS²⁵等の国際コミュニティに対する技術的貢献としてJavaOSのテストビークルを開発する。
また、わが国の取組みを紹介するためにICSS-JC²⁶作成文書の英訳を実施する。
- (3) FIPS140-3対応ハードウェア模擬暗号モジュールを開発し、CMVP²⁷との暗号アルゴリズム実装確認ツール (JCATT²⁸) の仕様の共通化開発を実施する。
- (4) TCG²⁹ のリエゾンとして次期TPM³⁰仕様に向けてのわが国のコメント取りまとめ等を実施する。
- (5) 認証件数の増加への対応や、効率的な運用を可能とするための業務管理ツールを開発する。
- (6) 暗号モジュール認証制度の認証機関同士の交流を深めるための会合を開催する。
- (7) 技術的評価能力の向上に資するため、関連機関との連携を図りつつ、最新技術動向の情報収集等を行うため、以下の事業を実施する。(1 - 4 (3) 再掲)
 - ・セキュリティLSI脆弱性評価ツールの最新情報を入手するための関連するワークショップへの参加
 - ・海外評価機関が、JISECのスキームに加入した場合に伴う、当該機関からの技術移転のための事業
 - ・最新チップセキュリティ解析技術の情報収集

²² JCMVP (Japan Cryptographic Module Validation Program) : わが国における暗号モジュール試験及び認証制度。

²³ FIPS (Federal Information Processing Standards) : 米国商務長官の承認を受けて、NIST が公布した情報セキュリティ関連の文書。

²⁴ JIL (Joint Interpretation Library) : 欧州において、ICチップに関するセキュリティ評価のために作成された文書群。

²⁵ JHAS (JIL Hardware-related Attacks Subgroup) : 欧州の認証機関、評価機関、スマートカードベンダ、ユーザ等からなる作業部会。

²⁶ ICSS-JC (IC System Security-Japan Consortium)

²⁷ CMVP (Cryptographic Module Validation Program) : NIST が実施している暗号モジュール評価プログラム。

²⁸ JCATT (Japan Cryptographic Algorithm Testing Tool)

²⁹ TCG (Trusted Computing Group)

³⁰ TPM (Trusted Platform Module)

2 .情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進 ~信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及~

2 - 1 .「見える化」をはじめとするエンジニアリング手法によるITシステムの信頼性確保

(2 - 1 - 1) 高信頼ソフトウェア検証・評価の枠組作り

- (1) ITシステムの信頼性を客観的に検証するための仕組みとして、製品の技術的根拠の妥当性を開発者とは独立した第三者の立場で検証・評価し、一般利用者にも理解できる形で情報提供するための制度（ソフトウェア品質監査制度（仮称））の構築に向けた検討を行い、必要な規程類等の整備を行う。

(2 - 1 - 2) 高信頼ソフトウェア開発・管理技術

() システムの要求獲得、要件定義、仕様記述及びモデルによる検証など上流における信頼設計過程の強化

- (1) 形式手法³¹・モデリング手法³²のスキル基準案と実証を伴う教材作成を行う。
- (2) ユーザ特性をモデル化するための標準的なプロセスを定義するとともに、当該プロセスの有効性確認のためのケーススタディを実施する。
- (3) 障害波及性、システム安定性等今後増大する統合システムにおける主要リスク要因を設計段階で低減するために必要な技術を整理する。
- (4) システムの要求を獲得し、要件を定義し、それを仕様化していく過程を定式化するための技法について調査検討する。

() 組み込みソフトウェア高信頼化に向けた設計技術及びテスト技術の高度化

- (1) 組み込みソフトウェア開発における設計技術の作法を取りまとめるための検討を行い、ドラフトにまとめる。
- (2) 組み込みソフトウェア開発におけるテスト作業の高度化に向け、委員会を新設するとともに、テストの指針・基準等に関する考え方の事例を調査する。

() 要求・仕様の高品質化

- (1) 「機能要件合意形成ガイド」を活用し、上流工程における品質確保に向けた機能要件の合意形成手法の普及を促進する。
- (2) システム品質に関わる要求水準を見える化する「非機能要求グレード³³」について、要件定義の一層の品質向上のための拡張を検討するとともに、啓発書や事例集を活用した普及・啓発活動を行う。

³¹ 形式手法：開発工程において曖昧性を排除し網羅性を向上させるための取組みのひとつ。計算機科学における数学を基盤としたソフトウェア及びハードウェアシステムの仕様記述、開発、検証の技術。

³² モデリング手法：開発工程において曖昧性を排除し網羅性を向上させるための取組みのひとつ。モデル化と呼ばれる抽象化技法を駆使し設計の明確化と検証を行う。

³³ 非機能要求グレード：発注者と受注者との間で確認が必要だが、詳細な項目を同時に確認することが難しい非機能要求を、重要な項目から順に扱えるように段階的に詳細化しながら要求の確認を行うためのツール群。

(3) 超上流工程における品質確保に向けた取組み事例とニーズに関する調査検討を行い、課題を抽出する。

() ソフトウェア開発プロジェクトデータの収集・分析

(1) ソフトウェア開発データの活用によるシステムの信頼性向上を目指し、新たにデータを収集するとともに、平成22年度に収集したデータと合わせて、ソフトウェアの品質向上に資する項目を加えた分析を行う。

(2) 平成22年度に整備したソフトウェア開発データ開示の仕組みに基づき、ソフトウェアの品質向上につながる新たな分析手法の検討など、大学等における収集データの活用拡大を図る。

() 障害情報の収集・分析

(1) 情報システムの障害情報を収集するとともに、障害分類、原因分類等の分類標準を作成し、「システム障害事例データベース」を構築する。

(2) 収集した情報から障害の未然防止、被害拡大防止並びに再発防止が可能な対策を抽出し、公開する。

() 高信頼システムの構築・運用対策の見える化

(1) 平成22年度に機能強化を行った「信頼性自己診断ツール」の活用を促進し、信頼性向上の取組みの一層の普及を図る。

(2) 平成22年度に実施した「信頼性自己診断に基づく情報システム信頼性向上の取組み状況調査」の結果分析を行い、「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」及び「信頼性評価指標」の改善案を取りまとめる。

() プロセス改善

(1) 国際標準 (ISO/IEC15504) に準拠したプロセス評価・改善の推進を目的として平成22年度に改訂した「プロセス改善アセスメント手法 SPEAK-IPA³⁴」を用いたプロセス改善推進者及びアセッサ³⁵育成ガイドを作成する。さらに、実証実験を通してその充実を行うとともに、普及を図る。

(2) 中小企業/組織におけるプロセス改善の推進を目的として平成22年度に作成した「SPINACH³⁶自律改善メソッド」のワークシートとその利用ガイドを拡充するとともに、その普及を図る。

(3) ソフトウェア開発プロセスを包括的に規定した「共通フレーム」について、関連する国際標準の状況等に追随して維持管理及び改訂を行うとともに、その普及・啓発活動を行う。

³⁴ SPEAK-IPA (Software Process Evaluation & Assessment Kit IPA): ソフトウェアプロセスの供給者能力判定及びアセスメントキット - IPA 版。アセスメントモデルの国際規格 (ISO/IEC15504) に準拠したアセスメントモデルとアセスメント手法。標準モデルと軽量モデルが組み込まれており、使い分けができる。

³⁵ アセッサ: ソフトウェアプロセスの評価を行うために一定以上の能力を持った人。

³⁶ SPINACH (Software Process Improvement and Assessment for CHallenge): 社団法人 情報サービス産業協会 ソフトウェアエンジニアリング部会で開発された軽量アセスメントモデル及び手法。SPEAK-IPA 版にパッケージされている。

(2 - 1 - 3) 重要インフラ情報システムの信頼性向上対策の推進

- (1) 重要インフラ分野における情報システムの信頼性向上に向けた取組みを強化するため、平成22年度に公開した「重要インフラ情報システム信頼性に関するガイドブック」や「高信頼性ソフトウェアのための開発手法ガイドブック」を活用し、普及・啓発活動を行う。

(2 - 1 - 4) 信頼性向上対策の効果の調査・評価

- (1) 機構がこれまで提示してきた信頼性向上対策の効果に対する評価を含め、情報システム障害が国民にもたらす影響や経済損失の推計に関する調査を実施する。

2 - 2 . 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供

(2 - 2 - 1) 定量的プロジェクト管理手法の普及

- (1) 定量データに基づく情報システム開発エンジニアリング及びマネジメント手法を体系的に整理した「定量的管理基盤メトリクス分類表」について、平成22年度に実施した有効性調査による分析結果を反映した完成版を作成し、公開する。
- (2) ソフトウェア開発における定量データの活用をはじめとする定量的管理手法による品質向上を促進するため、平成22年度に公開した「続 定量的品質予測のススメ」や「定量データ活用ガイド」を活用した普及・啓発活動を行う。
- (3) 地域・中小企業におけるソフトウェア開発プロジェクトの定量的管理手法の普及を図るため、平成22年度から開始した「定量的プロジェクト管理ツール」の開発を継続し完了する。

(2 - 2 - 2) 組込みソフトウェア開発技術の普及

- (1) 組込みソフトウェア開発向けコーディング作法ガイド (ESCR³⁷)、組込みソフトウェア向け開発プロセスガイド (ESPR³⁸) の民間による普及・啓発を支援するため、トレーナーズトレーニング教材の整備を行うとともに、地域団体や業界団体が実施するセミナー等に対し、教材提供・講師派遣を通じた支援を行う。
- (2) 組込みソフトウェア向け開発計画立案トレーニングガイド (ESMG³⁹) の整備を行い、書籍として発行する。

³⁷ ESCR (Embedded System development Coding Reference)

³⁸ ESPR (Embedded System development Process Reference)

³⁹ ESMG (Embedded System development Management Guide)

また、ソフトウェア開発向け品質作り込みガイド（ESQR⁴⁰）の改訂作業を実施し、改訂版を公開する。

- (3) 組込みスキル標準（ETSS⁴¹）について、共通キャリア・スキルフレームワーク、ITスキル標準（ITSS⁴²）、情報システムユーザスキル標準（UISS⁴³）と連携しスキル標準導入にかかわる課題解決のための情報を発信する。

(2 - 2 - 3) 広報活動の強化

- (1) 普及・啓発活動実施主体の民間移行を指向しつつ、以下の広報活動を実施する。

地域団体や業界団体との共催・後援を中心として、ソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC）セミナーを開催するとともに、要請に応じて機構職員を講師として派遣する。

また、平成22年度に開設した動画チャンネル「IPA Channel⁴⁴」を活用し、セミナー等に参加できなかった者に対しても普及を図る。

事業成果を取りまとめた書籍の有料化を進めるとともに販売流通チャンネルを通じた積極的販売活動を展開する。

有効性を考慮しつつ、外部専門展への出展を行う。

ソフトウェアエンジニアリングに関する理解促進及び最新情報の周知のため、「SEC journal」を発行する。

また、企業を中心とした実践的な取組みを推進するため、SEC journalへの論文投稿の促進に向けた取組みを行う。

最新動向を紹介するシンポジウムやセミナー等を開催する。

SEC成果をはじめとしたソフトウェアエンジニアリングに関する技術情報・成果を利用者視点で体系的に整備し、広く公開する。

2 - 3 . 海外有力機関との連携の強化

(2 - 3 - 1) 政府関係機関等との連携

- (1) 海外政府関連機関として、米国標準技術研究所（NIST⁴⁵）や仏国原子力庁ソフトウェア工学応用研究所（LIST⁴⁶）等との連携を強化する。

- (2) これまで進めてきた独国フラウンホーファ協会実験的ソフトウェア工学研究所（IESE⁴⁷）との共同研究を維持するとともに、その成果の国内での民間移行に向けた検討・調整を行う。

⁴⁰ ESQR (Embedded System Quality assurance Reference)

⁴¹ ETSS (Embedded Technology Skill Standards)

⁴² ITSS (IT Skill Standards)

⁴³ UISS (Users' Information Systems Skill Standards)

⁴⁴ 動画共有サイト YouTube に開設した機構専用チャンネル。(<http://www.youtube.com/ipaip>)

⁴⁵ NIST (National Institute of Standards and Technology)

⁴⁶ LIST (Laboratoire d' Integration des Systemes et des Technologies)

⁴⁷ IESE (Institute for Experimental Software Engineering)

(2 - 3 - 2) 成果物の国際展開

- (1) 国際標準化の議論が進められているベンチマーキング (ISO/IEC 29155シリーズ) プロセス評価 (ISO/IEC 33000シリーズ) について、ソフトウェア開発プロジェクトのデータ収集・分析やプロセス改善等に関するわが国の取組みが反映されるよう、SEC成果に基づく提案を進めるとともに、それらの国際規格への反映を目指す。
- (2) わが国企業のグローバル化対応への支援として、海外拠点等での活用を推進するため、成果物の英訳を実施するとともに、機構が利用目的を事前に確認・審査することを条件として一般公開する。

2 - 4 . 新たな技術動向等に対応したソフトウェアエンジニアリング手法の検討

- (1) 平成22年度に検討を行ったアジャイル型開発向け契約書案について、その適用性を評価する。
また、大規模システムに対するアジャイル型開発手法適用の状況や技法等に関する調査を行い、その結果を公開する。
- (2) 平成22年度に実施した「保守性の高い情報システムの構築技術に関する調査」の結果に基づき、保守開発へのエンジニアリング手法適用における重点的な技術課題、技術分野を選定した上で、既存の手法に関する要件等の取りまとめを行う。さらに、技術課題の解決方法及び同方法の普及に関する検討を行う。
- (3) 情報システムの信頼性向上に向けた各種事業に反映するため、機構ニューヨーク事務所等を活用し、ビジネスニーズや技術の最新動向の定点観測調査を実施する。
また、調査関連テーマに関する産業界への啓発、学界での認知促進等を図るため、シンポジウムを開催する。

2 - 5 . 戦略的な検討体制の構築と運営の効率化

- (1) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」を踏まえ、中期的な視点で戦略的な検討体制を構築する。
また、国民視点を機軸として検討テーマの選択と集中を行い、SEC委員会相互の成果に相乗効果を生み出すとともに、出口を見据えた計画的な運用に努め、委員会運営の抜本的な効率化を図る。
- (2) 普及・啓発活動の民間団体への移行に向けた検討・調整を行う。
- (3) 情報システム開発の効率化・品質改善に係る業務の民間団体等との連携に向けた検討・調整を行う。

2 - 6 . 政府・地方自治体等の情報システム調達⁴⁸の公平化、効率化の支援

(2 - 6 - 1) 技術参照モデル (TRM⁴⁸) の整備

(1) 平成23年度版TRMを作成し、経済産業省によるパブリックコメントに対応後、経済産業省から発行する。平成23年度版では、平成22年度版に対し、以下の充実を図る。

- ・物品調達における技術要件の見直し
- ・役務調達における典型的な要件の記述
- ・クラウド利用に関する典型的な要件の記述
- ・クラウド構築に関する典型的な要件の記述
- ・調達仕様書におけるオープンな標準の活用について、欧州との作業結果を踏まえた選定指針

(2) クラウドコンピューティング等を視野に入れ、「サービス調達」、「標準技術の評価基準」及び「システム設計段階でのセキュリティへの配慮」を追加実施した平成22年度版TRMの効果について調査を行う。

(2 - 6 - 2) 標準技術の評価手法の確立及び評価

(1) 「情報システムの相互運用性を拡大するために適した技術標準」をリストアップするための評価基準の策定について、欧州委員会情報科学総局下のISA⁴⁹ 及び欧州各国の情報システム調達関係機関と協調して進める。

- ・ISAとの実務者会合 (平成23年 5 月、11 月予定)
- ・Standardization Forum会議 (平成23年4月、11月予定)

(2) 欧州Qualipsoネットワーク⁵⁰の一員として、以下の作業を実施する。

- ・同ネットワークメンバー組織と連携した日欧共通の評価基準策定作業の推進
- ・欧州Qualipsoプロジェクトで開発され、平成23年3月に公開されたOSS開発プロセス評価用ツール群のOSSオープン・ラボ⁵¹への実装、動作検証、評価及び運用手順書の整備
- ・北東アジアOSS推進フォーラムの関係グループと連携した日中韓で分担するOS評価作業の試行結果のQualipsoネットワークへの反映

(3) 経済産業省告示に基づく「連携プログラム技術評価制度⁵²」について、評価結果の公開、質問等への対応を行うとともに、申請受付、評価作業を実施する。

⁴⁸ TRM (Technical Reference Model)

⁴⁹ ISA: Interoperability Solutions for European Public Administrations。2010年1月に、情報科学総局下のIDABC: Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens から、政府情報システムの相互運用性拡大に係る業務を引き継いだ。

⁵⁰ 欧州委員会予算(情報社会メディア総局)による4年半(2006年~2011年,10Mユーロ)の調査・研究プロジェクトであるQualiPSO (Quality Platform for Open Source Software) の成果普及を目的として設立。各国のOSS支援機関が連携し、OSS支援を推進する国際組織。欧州各国、ブラジル、中国、日本が加入。

⁵¹ ソフトウェアの研修環境、開発環境等をインターネットを介して提供し、遠隔利用できるシステム。

⁵² 連携プログラム技術評価制度：プログラム製品が、平成20年経済産業省告示第60号「独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示」(<http://www.meti.go.jp/press/20080331005/20080331005.html>) に掲げられた技術要件を満たすか否かを評価する制度。機構が、2008年4月1日から運用を開始。

(2 - 6 - 3) 文字情報基盤の整備

- (1) IPAフォント（現在配布中）新IPAフォント（仮称、文字情報基盤整備事業の成果物）の配布とメンテナンスに関連した以下の事業を行う。
 - ・利用者等からの質問への対応
 - ・バグ修正（OSSオープン・ラボ上のツールを活用）
 - ・フォント配布システム、漢字データベースの運営（OSS iPedia⁵³を活用）
- (2) 文字情報基盤テーブルの整備として、人名漢字等の大量の異体字⁵⁴の中から適切なものを探すため、また、機構の公開する新IPAフォント（仮称）の文字コードが、戸籍統一文字、住民基本台帳文字、さらには各地方自治体等が独自に作成した外字のどの文字と対応するかの対応関係を容易に検索可能とするため、専門家からなるワーキンググループを設定して検討し、メタデータの充実を図るとともに、追加文字の作成を行う。
- (3) 新IPAフォント（仮称）プロモーション実証実験として、IVS⁵⁵ を使用し、異体字を含んだ漢字表示デモを行うサイトを構築するとともに、新IPAフォント（仮称）への対応機能（IVS対応機能）を作り込んだブラウザを配布し、電子申請等を模した自由参加型の実証実験を行い、新IPAフォント（仮称）のプロモーションを行う。
- (4) 地方自治体と企業が共同で、地方自治体業務システム上に新IPAフォント（仮称）を適用し、コード変換、異体字入力、表示を行うプロトタイプシステムを用いた実証実験を実施する。
- (5) OSSオープン・ラボの拡張として、文字情報を配信するための分散型の文字情報基盤データベースの設計と構築を行う。

(2 - 6 - 4) 政府・地方自治体等の情報システム調達の現状の把握

- (1) 地方自治体における情報システム基盤の現状と方向性について、以下の観点で調査を行う。
 - ・TRM普及の観点による地方自治体の情報システム調達の状況の過去実績との対比
 - ・文字情報基盤普及の観点による地方自治体の情報システムの状況把握

2 - 7 . 公開情報及び共通化された環境の国際標準化、普及の推進

(2 - 7 - 1) Rubyの国際標準化

- (1) ISOヘファストトラック提案されたRuby言語仕様について、標準化議論のフォローアップを行う。
- (2) 島根県に設立される財団法人（平成23年7月発足予定）へJIS標準メンテナンス作業を移管するとともに、そのサポートを行う（機構職員による質問への対応、情報規格調査会との連携業務等）。

⁵³ OSS iPedia：オーエスエスアイペディア。OSS情報の集約及び一元的な発信を目指す「OSSポータルサイト」(<http://ossipedia.ipa.go.jp/>)。OSSの利用促進を進めることを目的とし、OSSの活用事例、性能評価、技術情報、またオープンソースに関する基本的な知識を整理している。2006年5月に初版公開。米国、韓国、中国など海外からもアクセス。

⁵⁴ 字義、字音が等しい文字の種類（字種）であるが、互いに異なる文字の形（字体）を有する文字のこと。

⁵⁵ IVS: Ideographic Variation Selector、異体字を扱うための新しい文字符号化規格。ISO10646の最新版に記載されている。

- (3) 第3回RubyWorld Conference国際会議（主催：島根県、場所:松江市）を共催する（平成23年9月）。
- (4) 国際規格化提案の審議後半に必要なISO仕様書を提出するため、形式変換及び指摘内容の修正を実施する。

(2 - 7 - 2) 共通化されたプラットフォームに係る国際標準化の検討

- (1) 日本クラウドコンソーシアム、日本OSS推進フォーラムと連携し、クラウドコンピューティングの相互運用性拡大に必要となる、exitコスト⁵⁶の低減、省エネ化等のための技術仕様作成、ガイドライン策定等のための検討作業を行う。

(2 - 7 - 3) 文字情報基盤に係る国際標準化作業及び検討

- (1) 文字情報基盤整備事業の成果を踏まえ、これを国際標準化として展開するため、以下の事業を実施する。
 - ・新IPAフォント（仮称）に登録された文字の異体字番号のISOへの登録
 - ・新旧の情報システム間における異体字を含む文字の情報交換についての手順の検討

(2 - 7 - 4) OSS普及基盤の整備と国内外の連携

- (1) OSS iPedia、OSS オープン・ラボについて、ソフトウェアの定期更新等を行い、サーバを安定運用する。
- (2) サービス検討WG、リーガルWGを運営し、公開中のコンテンツの品質管理、質問対応等を行う。
- (3) OSSオープン・ラボバージョンアップ作業のプロジェクト管理（平成22年度に発注済み）を継続して実施する。
- (4) 日本OSS推進フォーラムの事務局業務を受託し、事業成果の普及及び意見集約を図るとともに、北東アジアOSS推進フォーラム（中国開催予定）の調整を行う。

(2 - 7 - 5) 機構の標準化活動に係る戦略検討

- (1) 機構における国際標準化業務を戦略的に推進するため、機構内各部署において同業務に携わる職員による定期的な連絡・調整等を行う。

⁵⁶ あるクラウドシステムからデータ等を取り出し、他のシステムへ移行するために必要なコスト。

3 .IT人材育成の戦略的推進 ～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する人材育成手法等の普及～

3 - 1 .IT人材育成への総合的な取組み

(3 - 1 - 1) IT人材育成に関する総合的な施策の推進等

(1) わが国情報システムの発展を踏まえ、ITベンダ及びITユーザにとって必要な高度IT人材像についての検討を行うとともに、ITベンダ及びITユーザ等で構成する「IT人材育成審議委員会」等を開催（年度内2回程度）し、開発ツールの効果的な提供、IT人材育成に関する政策提言を含めた総合的な施策等についての検討を行う。

また、上記委員会と併せ、IT関連産業団体（JISA⁵⁷、JUAS⁵⁸、CSAJ⁵⁹、JEITA⁶⁰等）、中小企業支援団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等）、ITコーディネータ協会及び教育界等との連携を強化し、ニーズに対応した以下の検討を行う。

中小を含む全国のITベンダやITユーザに対し、機構の事業活動による効果や成果の利活用促進に関する調査・分析を行い、効果的な取組みを検討する。

IT人材を巡る国内外の市場動向等に関する調査・分析を行い、その調査結果とIT人材育成施策との関連等を取りまとめた「IT人材白書2012」を作成するとともに、その他ニーズに合った情報発信を行う。

経営戦略及び産業構造の変化に対応した人材育成を推進するため、中小ITベンダを対象とした人材育成事例を収集し、人材育成表彰を実施する。

(2) IT関連産業団体等との連携により、全国のITベンダやITユーザに対し機構の事業活動成果に基づく事例やツール等の提供、講師派遣、セミナーの開催等を行い、企業のIT利活用、人材育成の実践的な取組みを支援する。

(3) 地域におけるIT人材の育成を促進するため、情報関連人材育成事業を行う地域の関係機関と連携して、IT人材施策の地域展開を図る。特に新事業支援機関との連携によるライブ型eラーニング研修などの地域のニーズにあった研修事業を推進する。

(4) 書籍の有料化について引き続き取り組む。

(5) わが国の情報セキュリティ力を強化するため、情報セキュリティ人材の育成・確保に向けた検討を行う。（1 - 4（5）再掲）

⁵⁷ JISA (Japan Information Technology Service Industry Association) : 社団法人 情報サービス産業協会

⁵⁸ JUAS (Japan Users Association of Information Systems) : 社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

⁵⁹ CSAJ (Computer Software Association of Japan) : 社団法人 コンピュータソフトウェア協会

⁶⁰ JEITA (Japan Electronics and Information Technology Industries Association) : 社団法人 電子情報技術産業協会

3 - 2 . 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成

(3 - 2 - 1) 共通キャリア・スキルフレームワーク、スキル標準の拡充及び普及

- (1) IT人材育成のための「共通キャリア・スキルフレームワーク（仮称：追補版）」を作成し公表する。
- (2) ITスキル標準の改訂版を公開する。
- (3) 各スキル標準の普及・定着化を図るため、導入事例集の作成等を行うとともに、産業団体等と連携した講演、セミナーの開催等を行う。

(3 - 2 - 2) プロフェッショナル・コミュニティの強化等

- (1) 共通キャリア・スキルフレームワーク及びスキル標準の利活用を促進するためのプロフェッショナル・コミュニティの運営方法を検討し、新たな体制の構築を図る。
- (2) カスタマーサービス分野の職種定義について検討を行い、結果をITスキル標準の改訂に反映する。
- (3) プロフェッショナル・コミュニティによる後進人材育成スキームを検討する。

(3 - 2 - 3) 情報処理技術者試験の円滑な実施と試験の普及・定着化

- (1) 平成23年度情報処理技術者試験として特別試験（6月～7月）及び秋期試験（10月）の実施に向け、情報技術の進歩・変化を反映しつつ、共通キャリア・スキルフレームワークに準拠した試験問題の作成及び採点等の試験業務を実施する。

また、受験者等の意見に基づいたPDCAサイクルの実践を継続し、試験の運用等の改善を図る。

- (2) 「ITパスポート試験普及協議会」の活用や広告媒体の拡大等の広報活動の強化を図りつつ、情報処理技術者試験の更なる普及・定着を推進する。
- (3) ITパスポート試験の受験機会拡大を図るため、CBT⁶¹方式による試験を開始する（平成23年11月予定）。

(3 - 2 - 4) 実践的なIT教育を実施する産学連携体制基盤の構築支援

- (1) 産学連携による実践的なIT教育の普及を実施する民間企業等の活動を支援するため、共通キャリア・スキルフレームワークに基づく人材育成ツール及び情報教育カリキュラムと産業界が有する教材等のコンテンツを知識体系及びスキル体系と対応づけて整備し、発信する。併せて、継続的な運営について検討を行う。
- (2) 機構が有する技術者向け教育コンテンツ等の教育界向け整備に関して産官学の有識者を含めた検討を行い、検討結果を公開する。
- (3) 産学の自立的かつ持続的な産学連携体制基盤を構築するための活動を支援するため、以下の取組みを実施する。

⁶¹ CBT (Computer Based Testing)

IT人材育成のための産学連携に関する国内外の組織的な取組み状況等について調査・分析を行い、その結果を公開する。

自立的な産学連携による事例を収集するとともに先導的事例を選定した上で実態調査・分析を行い、その結果を公開する。

- (4) 機構の事業活動により収集した事例や教育コンテンツ及び業界団体、教育機関団体等における産学連携に関する情報等を発信するため、以下の取組みを実施する。

産学連携に関する取組みの認知度向上に向けて、産学連携体制基盤を構築している産業団体等と連携して講演、シンポジウムなどを開催するとともに普及・啓発用のパンフレット等を作成する。

産業団体等と連携し、技術者のキャリア形成に関する情報を含めた普及促進ツールを活用した教員、学生向けの講演活動等を実施する。

IT人材育成iPedia⁶²を活用した産学連携活動に関する情報発信を促進するとともに、運用体制を確立し、情報運用管理ルール策定、新たなコンテンツの充実等を実施する。

3 - 3 . ITのグローバル化への人材面での対応

(3 - 3 - 1) スキル標準の国際展開

- (1) アジア諸国におけるスキル標準の導入・普及を図るため、相手国の要請に基づいて情報交換、講演等を実施するとともに既に導入している産業団体等に対して導入実態調査を行い、今後の活動展開に関する支援を行う。
- (2) 欧米のスキル標準に係わる人材育成の状況把握と意見交換を行うため、欧米の関連団体、企業及び学術団体等を訪問し、今後の戦略に反映するためにわが国の位置づけを把握する。

(3 - 3 - 2) 情報処理技術者試験のアジア展開

- (1) ITPEC⁶³責任者会議の開催、英語版教材の作成、新たに相互認証を希望する国への対応等を通じて、情報処理技術者試験のアジア各国相互認証の維持・発展を図る。
- (2) アジア共通統一試験⁶⁴の普及・定着のため、以下の取組みを実施する。

試験問題作成、ITPEC問題選定会議の開催、わが国の試験問題等の翻訳等を通じて、アジア共通統一試験のレベルの維持を図る。

ITパスポート試験や新たに加わる応用情報技術者試験を含むわが国の新試験制度に準拠したアジア共通統一試験の紹介、情報処理技術者試験の活用事例紹介等について、ITPEC参加国等においてセミナー等を行う。

⁶² 高度IT人材の早期育成を図る上で重要となる高等教育機関における実践的なIT教育の拡充・普及を促進するための情報提供サイト。

⁶³ ITPEC (Information Technology Professionals Examination Council): ITプロフェッショナル試験協議会。加盟国はフィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、モンゴルの6か国。

⁶⁴ アジア共通統一試験：同一日の、同一時間に、同一問題を使用して実施する6か国共通統一の情報処理技術者試験。現在のところ、基本情報技術者試験相当の試験及びITパスポート試験相当を実施。平成23年度から応用情報技術者試験相当の試験を実施する。

(3 - 3 - 3) 国際標準化への対応

- (1) ソフトウェア技術者認証のガイドを作成するISO/IECのプロジェクトに参加・協力し、ソフトウェア技術者認証の国際標準化を目指す。
- (2) プロジェクトマネジメントの国際標準化について、国際会議（パリ、ワシントン）や編集会議（ロンドン）に参加・協力し、平成24年にISO21500としての発行を目指す。

3 - 4 . 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備

(3 - 4 - 1) 未踏IT人材発掘・育成事業の実施

- (1) 未踏IT人材発掘・育成事業（以下、「未踏事業」という。）を平成22年度に引き続き実施し、プロジェクトマネージャ（以下、「PM」という。）による指導及び評価を通じ、独創的なアイデアや開発力を持つ突出した若いIT人材の発掘・育成を行う。

また、特に優れた人材を「スーパークリエイター」として認定する。なお、平成23年度から、更なる若手育成への重点化を図るため、年齢制限のない未踏（本体）の枠組みは廃止し、25歳未満を対象とした未踏ユースの枠組みに一体化する。

(3 - 4 - 2) 「未踏ブランド」のPRとブランド確立

- (1) 未踏事業、セキュリティ&プログラミングキャンプ等で支援した人材について産業界等での活躍状況等のPR・広報を積極的に推進するため、以下の事業を実施する。

高校・高専・大学等教育機関、研究機関、企業、各種コミュニティ等と連携し、PMや採択者による未踏説明会、講演・講義、成果発表会、交流会等を通じて、人的ネットワークの構築を継続して進める。

また、未踏事業で支援した人材やPM（経験者を含める。）等による人的ネットワークの構築を自立的な民間活動に移行することを加速する。

突出した人材の活用基盤とするため、これまで発掘・育成した人材や開発成果等を取りまとめたデータベースを構築し、本格運用を開始する。

(3 - 4 - 3) 初等中等教育段階を含めた若年層に対する集中的な教育プログラムの実施

- (1) セキュリティ&プログラミングキャンプを平成22年度に引き続き実施し、初等中等教育段階を含めた若年層に対する集中的な教育プログラムを通じて若年層のITに関する意識の向上を図る。

(3 - 4 - 4) 突出した若いIT人材の発掘・育成の産業界等と連携した推進体制の構築

- (1) 平成24年度以降の民間企業等からの応分負担を視野に入れ、民間との協業による「クリエイター系人材」育成の体制構築を検討する。併せて機構の役割、必要性等の明確化を図る。
- (2) 平成24年度以降の「セキュリティ&プログラミングキャンプ」については民間企業との共同運用（スポンサーシップ）の形態導入の実現性を検討する。併せて、機構の役割、必要性等の明確化を図る。
- (3) 未踏事業、セキュリティ&プログラミングキャンプを含めた「突出した若いIT人材の育成」の枠組み・マッピング等を、産業界、教育機関等との連携を視野に入れ検討する。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し

- (1) 平成23年度計画を着実に実施するため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成23年度下期実行計画」を策定する。
また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (2) 機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング（100者以上）等を行い、その結果を事業運営に反映させる等、PDCAサイクルを継続して実践する。
- (3) ソフトウェア等の開発成果について、第一期中期目標期間で終了した事業を含め、フォローアップ調査を実施する。
- (4) 機構について、監査法人による外部監査の外に、監事監査や監査室による監査を実施する。監査室監査については、平成23年度「監査計画」に基づき、昨年度を中心とする監査結果に対するフォローアップ監査を実施するとともに、ITセキュリティ認証業務に関する監査、暗号モジュール認証業務に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しの結果を業務に反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。
また、産学の外部専門家が自主的に参加するワーキンググループ、タスクフォースの活用や、外部コミュニティ等との連携を強化する。
- (3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」を踏まえ、以下の対応を行う。
機構内の各部門が行う事業活動等の課題について検討し、民間に代替する可能性のある業務の民間移行に向けた調整など、順次事業の見直しを実施する。
機構の資産・運営等についての見直しを行い、不要資産の国庫返納などの必要な処置を実施する。
- (4) 業績評価制度を改善しその評価結果を賞与及び昇給に適正に反映させる。
- (5) 職員の中長期的な育成のため、キャリアステップに応じた階層別研修、高度な専門知識や実践的技能を習得させるテーマ別研修等を実施する。
また、担当業務上の必要性を勘案し、専門的な能力の向上のための研修へも職員を参加させる。その他、職員の説明能力向上と職員間の知識の共有を目指した「1hourセミナー」を適宜、実施する。

- (6) 機動的・効率的な組織及び業務の運営を目指し、職場環境の改善等を行う。
- (7) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定にあたっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。
- (8) 関東、中部、近畿支部が実施している試験実施業務について民間競争入札を実施し、その結果を踏まえて平成23年度中にこれら3支部を廃止する。これにより地方組織を全廃する。支部業務の本部移管においては、民間活用を推進する。

3．戦略的な情報発信の推進

3 - 1．ITに係る情報収集・発信等（シンクタンク機能の充実）

- (1) 機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。
- また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング、IT人材育成、国際標準等の各分野における個別テーマに関する調査や各種実態・動向調査等の統計的調査を実施し、内外の情報を収集、分析するとともに、積極的な情報発信を実施する。
- (2) 以下の情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
- ・ 社団法人 情報サービス産業協会（JISA⁶⁵）
 - ・ 社団法人 コンピュータソフトウェア協会（CSAJ⁶⁶）
 - ・ 社団法人 日本情報システム・ユーザー協会（JUAS⁶⁷）
 - ・ 社団法人 組込みシステム技術協会（JASA⁶⁸）
 - ・ 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会（ITCA⁶⁹）
- (3) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的で開催する。
- (4) 海外関係機関との共同事業や委託調査、意見交換等を行い、連携強化を図る。
- また、関連分野の国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び最新情報の収集に努める。
- (5) 機構の事業成果について、より具体的な形でユーザに普及するための必要性に応じて、ツール・データベース化を推進し、公共財として提供する。
- また、これらの成果を「『見える化』ツール&データベースカタログ」に追加し、利用の促進を図る。

⁶⁵ JISA (Japan Information Technology Service Industry Association)

⁶⁶ CSAJ (Computer Software Association of Japan)

⁶⁷ JUAS (Japan Users Association of Information Systems)

⁶⁸ ITCA (IT coordinators Association)

⁶⁹ JASA (Japan Embedded Systems Technology Association)

- (6) 多様な要素技術の展開により、ITがこれまでとは質的に異なる変化を遂げているという前提の下、くらしと経済の基盤となっているITを巡る論点を整理するとともに、機構が取り組むべき中期的な課題を抽出するため、平成22年度に設置した研究会を引き続き開催し、関連技術などのロードマップの更新、報告書の作成・公表を行う。

3 - 2 . 戦略的広報の実施

- (1) 各事業の内容及び成果の特徴、対象等を踏まえた平成23年度年間イベント計画を策定する。イベント等の開催にあたっては、常にその効果をアンケート等で確認し、その結果を平成24年度の年間イベント計画策定に反映させる。
- (2) 機構ウェブサイトのコンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努める。
- また、事業成果の主要なものについては、事業終了後2か月以内にウェブサイトに掲載する。
- (3) 事業案内パンフレットの構成、記述等について、機構が取り組む事業の必要性や目的、目標等が分かりやすくなるよう改訂する。
- (4) 国際的な視点に立ったITの最新の知見も取り入れつつ、機構の事業成果発表を中心とする「IPAフォーラム2011」(平成23年10月下旬予定)を開催する。
- また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング等各専門分野について、機構主催による講演、セミナーを開催に加え、外部イベントを活用し、積極的に事業成果を普及する。
- (5) 各事業分野において機構が実施している表彰制度等について受賞者等を選定し、「IPAフォーラム2011」等主催行事において、授賞式等を行う。
- (6) 報道関係者向け説明会等や個別取材対応を積極的に行うほか、成果内容に関する解説等の記事寄稿に取り組み、機構及び事業成果の認知度向上に努める。
- (7) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。メーリングリストの登録者数については、常に40,000件以上となるよう、配信内容の一層の充実を図る。ウェブサイトは発信情報の質的向上を目的としてコンテンツ管理システムの導入を図るとともに、内容の充実、情報発信の強化を推進する。
- (8) 動画共有サイト等外部サービスを活用し、より広範な事業成果の普及を図る。

4 . 業務・システムの最適化

- (1) 財務業務の最適化については、以下の事項を実施する。
- 平成22年度に引き続き、管理すべき財務関連情報の整理及び責任の所在等の明確化に取り組み、業務処理の一貫性、透明性の確保に努める。

業務実施、業務の引継ぎ、内部統制等に活用されるべき業務マニュアルの拡充と関連部門への周知を行う。業務マニュアルの整備にあたっては、審査・登録、台帳管理、周知・啓発、質問・改善要求対応、自己点検等を行う全体的な体制を構築して実施する。平成23年度に整備及び改訂を行うマニュアルは、以下の業務とする。

- ・ 調達・契約
- ・ 出退勤管理関係
- ・ システム調達

(2) 情報処理技術者試験業務の最適化について、以下の事項を実施する。

PDCAサイクルの実践等を通じ、試験の運用等の改善を図る。

ITパスポート試験の受験機会拡大を図るためCBT方式による試験を開始する（平成23年11月予定）。

5. 業務経費等の効率化

(1) 厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第二期中期目標期間中、一般管理費（人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。）及び業務経費（新規分、拡充分を除く。）について、毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。

6. 総人件費改革への取組み

(1) 総人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、平成23年度までに平成17年度比6%以上の削減（競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費を除く。）の着実な実施を図る。

(2) 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。

また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や状況を公表する。

7. 調達の適正化

(1) 契約事務マニュアル、調達手続きマニュアル等及び財務部に設置した契約に関する担当者（契約相談窓口）を活用することにより、業務運営の一層の効率化を図る。併せて、契約相談窓口における契約事前相談に契約事務担当を同席させ、情報共有の効率化を図り、事務処理の正確性を担保する。

また、入札・契約の適正化を一層推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募を指し、競争性のない随意契約は含まない。）により調達を行うとともに、その取組み状況を公表する。

契約が一般競争入札等による場合であっても、より競争性、透明性の高い一般競争入札に移行できないかについて検討するとともに、企画競争、公募を行う場合においても、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会及び監事等による監査を受けるものとする。

(2) 随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。

8 . 機構のセキュリティ対策の強化

(1) 情報管理委員会の開催、職員教育、自己点検等を通じ、各部門の業務遂行において情報セキュリティ基本規程及びそれに基づく情報セキュリティ対策基準が遵守されるよう、徹底を図る。

(2) 情報セキュリティ対策実施手順等の充実を図るとともに、情報漏えい防止等を目的とするシステム機能強化（職員認証機能を含む内部サーバの刷新等）を行う。

・財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1．自己収入拡大への取組み

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のセミナー、印刷製本物及び出版物等については、関連事務の合理化を進めつつ、引き続き適切な受益者負担を求めていく。

2．決算情報・セグメント情報の公表の充実等

- (1) 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

3．地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、決算ヒアリング等を行うとともに、適宜、指導・助言を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンターの支援要請に基づき、経営コンサルタント及び教育研修コンサルタントを現地に派遣する。
- (3) 地域ソフトウェアセンター間の情報交換の場である地域ソフトウェアセンター全国協議会（年度内3回開催）での意見交換、機構の活動内容の紹介等を通じ、地域ソフトウェアセンターの活性化を図る。
また、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用して、IT人材育成関連情報の提供を行う。

4．債務保証管理業務

- (1) 残余の保証債務の管理については、保証先への往訪や代表者との面談並びに決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

．予算（人件費見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

1．予算（別紙参照）

総表（別紙 1 - 1）

事業化勘定（別紙 1 - 2）

試験勘定（別紙 1 - 3）

一般勘定（別紙 1 - 4）

地域事業出資業務勘定（別紙 1 - 5）

2．収支計画（別紙参照）

総表（別紙 2 - 1）

事業化勘定（別紙 2 - 2）

試験勘定（別紙 2 - 3）

一般勘定（別紙 2 - 4）

地域事業出資業務勘定（別紙 2 - 5）

3．資金計画（別紙参照）

総表（別紙 3 - 1）

事業化勘定（別紙 3 - 2）

試験勘定（別紙 3 - 3）

一般勘定（別紙 3 - 4）

地域事業出資業務勘定（別紙 3 - 5）

．短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額（15億円）の範囲内で借入を行う。

．重要な財産の譲渡・担保計画

なし

．剰余金の使途

平成23年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1．施設及び設備に関する計画

なし

2．人事に関する計画

- (1) 人事異動等人材の流動化を促進することで、適材適所の任用を図る。
- (2) 新卒採用について、広報メディアの活用や採用面接の工夫を行い、より優秀な人材を採用できるよう努める。

3．中期目標期間を超える債務負担

- (1) 中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4．積立金の処分に関する事項

- (1) 主務大臣の承認を受け第一期中期目標期間の最終事業年度より繰り越した積立金については、承認の範囲内において情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第一期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第二期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

予算（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	4,035
業務収入	3,388
その他収入	87
計	7,510
支出	
業務経費	8,479
一般管理費	1,774
計	10,253

〔人件費の見積り〕

平成23年度には1,536百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	0
計	0
支出	
業務経費	0
一般管理費	0
計	0

〔人件費の見積り〕

平成23年度には0百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	3,365
その他収入	8
計	3,373
支出	
業務経費	2,364
一般管理費	761
計	3,125

[人件費の見積り]

平成23年度には449百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	4,035
業務収入	24
その他収入	78
計	4,137
支出	
業務経費	6,114
一般管理費	1,013
計	7,127

〔人件費の見積り〕

平成23年度には1,087百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	0

収支計画（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	7,514
業務費用	5,498
一般管理費	1,797
減価償却費	220
収益の部	
経常収益	7,457
運営費交付金収益	4,035
業務収入	3,377
その他収入	0
資産見返負債戻入	45
財務収益	86
純利益（ 純損失 ）	29
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失 ）	29

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	0
業務費用	0
一般管理費	0
収益の部	
経常収益	0
業務収入	0
純利益（純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,352
業務費用	2,385
一般管理費	784
減価償却費	183
収益の部	
経常収益	3,373
業務収入	3,365
その他収入	0
資産見返負債戻入	8
財務収益	8
純利益（純損失）	29
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	29

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	4,162
業務費用	3,112
一般管理費	1,013
減価償却費	37
収益の部	
経常収益	4,084
運営費交付金収益	4,035
業務収入	12
その他収入	0
資産見返負債戻入	37
財務収益	78
純利益（純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	0
純利益（純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

資金計画（総表）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	17,985
業務活動による支出	7,250
投資活動による支出	3,002
財務活動による支出	4,000
翌年度への繰越	3,733
資金収入	17,985
業務活動による収入	7,516
運営費交付金による収入	4,035
業務収入	3,388
その他収入	93
投資活動による収入	2,991
当年度期首資金残高	7,478

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	1
業務活動による支出	0
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
業務収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	4,534
業務活動による支出	3,125
翌年度への繰越	1,409
資金収入	4,534
業務活動による収入	3,373
業務収入	3,365
その他収入	8
当年度期首資金残高	1,161

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	13,427
業務活動による支出	4,125
投資活動による支出	3,002
財務活動による支出	4,000
翌年度への繰越	2,299
資金収入	13,427
業務活動による収入	4,143
運営費交付金による収入	4,035
業務収入	24
その他収入	85
投資活動による収入	2,991
当年度期首資金残高	6,292

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	24
翌年度への繰越	24
資金収入	24
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	23